



金沢市公報

第 2 4 9 0 号

平成17年(2005年)8月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
告 示	
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の事業の廃止について (障害福祉課)	1
市道の区域の変更について (道路管理課)	1
道路の供用の開始について (")	1
公 告	
国土調査法の規定に基づく地籍調査により作成した地図及び簿冊の閲覧について (農林総務課)	2
浄化槽保守点検業者の登録の抹消について (環境保全課)	2
土地区画整理組合の解散の認可について (区画整理課)	2

選挙管理委員会告示	
選挙人名簿から抹消した者について (選挙管理委員会)	2
監査公表	
監査公表 (第22号) (監査事務局)	3
監査公表 (第23号) (")	3
公営企業告示	
公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建設課)	6
公営企業公告	
指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	7
下水道排水設備工事事業者の指定について (")	7

告 示

●金沢市告示第240号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により告示します。

平成17年8月1日

金沢市長 山 出 保

指定居宅支援事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
株式会社 ツクイ	17201300022113	総合福祉ツクイ金沢	金沢市八日市5丁目552番地	居宅介護	平成17年6月30日

●金沢市告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成17年8月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成17年8月1日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路 線 名	区 間	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
一般市道	野町5丁目線12号	野町5丁目 1番 先から	旧	3.0~5.0	170
		野町5丁目 55番 先まで	新	4.0~12.0	170

●金沢市告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成17年8月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成17年8月1日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供用開始日
野町5丁目線12号	野町5丁目1番先から野町5丁目55番先まで	平成17年8月1日
2級幹線367号辰巳・相合谷線	上辰巳町壱字15番3先から相合谷町二74番先まで	平成17年8月6日

公 告

湯涌地区の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定により地籍調査を行い、その結果に基づいて地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地図及び簿冊を一般の縦覧に供します。

なお、この地図及び簿冊に測量若しくは調査上の誤り又は国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第6条に規定する限度以上の誤差があると認める者は、縦覧期間内に、本市に対してその旨を申し出ることができます。

平成17年8月1日

金沢市長 山 出 保

地図及び簿冊の名称	縦覧期間	縦覧時間	縦覧場所
西市瀬町二、カ及び甲並びに下谷町イ、チ、リ、ヌ、ワ、ヨ及び五の各一部	平成17年8月2日から同月22日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)	午前9時から午後5時30分まで	金沢市産業局 農林部農林総務課

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第8条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者としての登録を抹消したので公告します。

平成17年8月1日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所	登録抹消年月日
19	北陸日化サービス株式会社	金沢市玉鉾5丁目50番地	平成17年7月15日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年8月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 土地区画整理組合の名称
金沢市鞍月土地区画整理組合
- 2 解散の認可の年月日
平成17年7月25日

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、金沢市野町1丁目2番35号 明野 さやか ほか2,893人を選挙人名簿から抹消しました。

平成17年8月1日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

監 査 公 表

●金沢市監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成17年8月1日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

1 定期監査（財務事務監査）

- (1) 措置通知があった年月日 平成17年6月21日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会生涯学習部生涯学習課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成16年4月12日（平成15年監査公表第13号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善内容）
1 中央公民館彦三館の使用料減免について、一部使用日以後に減免決裁しているものがあるが、使用の承認にあわせ使用日以前に減免決裁を行うべきであり、また本多町館及び彦三館では使用承認書における減免額の記載により減免決定通知書の交付を省略しているが、利用者の利便性も考慮し適切な減免決定手続の改善を検討すべきである。	1 使用日以前に減免の決裁を行います。減免決定通知書を交付します。

2 財政援助団体等監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成17年6月9日
- (2) 措置を講じた部局等 都市政策局文化スポーツ部スポーツ振興課（かなざわグリーンウォーク実行委員会）
- (3) 監査結果の公表年月日 平成16年12月13日（平成16年監査公表第37号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善内容）
(1) グリーンウォーク実行委員会 かなざわグリーンウォーク事業について、2年度事業が輻輳して、参加料等の一部経理が不明確であり、資金前途、支出負担行為等の一部手続が不適切であり、スポーツ振興課と障害福祉課の補助区分も明確でなく、適正な事務処理手続に改善すべきである。	(1) グリーンウォーク実行委員会 平成16年度から出納簿は単年度ごとに適切な処理を行い参加料等の一部経理についても平成16年度決算の項目をあげ次年度に繰越とした。また、資金前渡、支出負担行為等の事務手続についても適正な処理を行った。スポーツ振興課と障害福祉課で補助金を支出していたが、平成17年度からスポーツ振興課一括とした。
(2) 都市政策局文化スポーツ部スポーツ振興課 市補助金が大会実施後に交付されており、適正な補助金交付手続を図るべきである。	(2) 都市政策局文化スポーツ部スポーツ振興課 市補助金を大会前に交付し、適正な補助金交付手続に改善した。

●金沢市監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成17年8月1日

金沢市監査委員 山 形 紘 一
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 上 田 忠 信
 金沢市監査委員 増 江 啓 啓

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成17年7月14日
- (2) 措置を講じた部局等 都市整備局定住促進部市営住宅課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成17年4月12日(平成17年監査公表第12号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>指摘事項 キャンセルによる空室の発生 緑住宅の平成16年2月の募集において、2部屋(F7棟304号間取3K、A1棟306号間取3DK)が、当選者2名及び補欠6名を含めて全員キャンセルし、結果的に空室になっていた。応募者に対する事前説明に問題はないが、キャンセルになる理由としては、 階が上がるにつれて人気がない。 風呂釜施設費などの費用負担15万円程度及び部屋の敷金6万~15万円の一時金の負担が重い 抽選決定後の現地確認で思い直す 棟自身の老朽化 があげられる。 空き家の目立つ緑住宅の一部の棟では、年数回程度の募集ではなく、随時募集(現地説明付き)をするべきである。</p> <p>意見 人気のない空き室の募集で低所得者層にとって負担が重いと思われる敷金や風呂釜設備の負担金をなくし(又は長期の分割払いとし)、風呂釜設備は市において設置しできるだけ空き室を避け有効活用に努めるべきである。</p> <p>指摘事項 居住者が提出する収入申告書に記載の家賃決定に必要なデータを市の収入調査票に反映せず、家賃が正しく計算されていない例がある。平成15年度の監査委員監査で収入申告書の入手に関する不備が指摘されたため、入手には改善が見られるが、それに加えて今後は、収集したその最新情報をもれなく収入調査票に反映し、家賃を決定すべきである。</p> <p>意見 市は平和町に1棟50戸の改良住宅を所有しており、その高額所得者は退去を求められないという不合理な現象が起きている。改良住宅は住宅地区改良法に基づいて</p>	<p>人気のない3Kについては、定期募集を実施した翌月にできるだけ随時募集を実施していくことで、入居機会を多くする。 また、キャンセルを減少させるため、より詳細な事前説明をすると共に、希望者には現地視察を実施する。</p> <p>これまで、風呂釜設備は入居者が低料金家賃のもとでその設備費を負担する方式をとってきた経緯があるが、今後はこの方式の見直しを研究したい。 また、敷金の分割払いについてはケースに応じて弾力的に対処したい。</p> <p>収入申告書の最新情報を収入調査票に正確に反映できるよう十分注意していく。</p> <p>改良住宅に住む高額所得者には公営住宅法上の適用がないため、退去は求められない。</p>

建設したものである。この法律の主旨は、不良住宅が密集する地区の改良事業について定め、住宅の集団的建設を促進し、公共の福祉に寄与するものである。当初ここに住んでいた住人は、元々自分の住居がそこにあったわけであり、一般の公営住宅と異なり、その人が高額所得者になっても退去を求める権限は自治体側にはない。また、法もそれについて定めていない。しかし、途中入居者の場合は、元々の住民と異なり、一般の公営住宅と同じく高額所得者には退去してもらうほうが合理的かつ公営住宅の目的にかなう。不公平のないように対処すべきである。

指摘事項

住宅等修繕申請書

住宅等修繕申請書を作成せずに修繕行為の発注が行われていることがある。最初に住宅等修繕申請書が提出されることになっているが、実務上は管理人等から市営住宅課担当者に連絡が入り、そこで修繕行為の発注が行われていることが多く、住宅等修繕申請書の作成が抜ける場合がある。

指摘事項

簡易小額工事と小額工事の区別

緑住宅の舗装工事で本来はひとつの工事と思われるものが2つに分けられて、簡易小額工事として決裁を受けていた。当該工事は連続した場所の舗装工事であるが、面する棟が異なるため工事名をその1、その2に分け、簡易小額工事として決裁している。工事業者、工事内容は同じである。それぞれの金額は451,500円と493,500円であり、両方合わせると、50万円未満の簡易小額工事には該当しない。簡易小額工事に該当しなければ、監理課工事契約担当による業者選定(2社)が必要となる。

意 見

できるだけ計画的効率的な面整備をして、修繕工事費削減に努めるべきである。

指摘事項

修繕費の入居者負担について

原則的には入居者負担となる修繕費(金沢市営住宅条例22条)を市が負担している場合がありその理由も不明である。住宅等修繕申請書の正しい運用と記載の充実を図るとともに、その理由を記載した書類を残し、決裁を受けておくべきである。

今後は、修繕申請書の作成に遺漏のないよう課内のチェック体制を強化することとした。

その1の舗装工事(簡易小額工事)施工中に管理人および住人から隣接場所での舗装について要望があり、現地を確認したところ工事が必要な状況であることが判明した。

同一業者で施工する方が、工事期間の短縮や重機の運搬等にかかる経費の削減も図ることができるため、その2の簡易小額工事で別途発注したものである。

今後は修繕の施工範囲については事前調査を入念に行い計画的に進め、修繕工事費削減に努めていく。

襖・障子、ガラス、鍵等については、原則として入居者負担であるが、強制退去や入居者の責任とは言えないもの(いたずらや自然現象等)については、市負担としている。

緊急を要する修繕が多く、従来は管理総括の判断で修繕していたが、現在は日付、入居者名、理由等を記載した決裁簿で処理している。

意 見

金沢市の住宅供給の現状は、新規の需要の約3分の1に対応できるものである。地域的には南部地区、南部近郊地区、西南部地区の隣接した3地区に偏っており、東部や北部では不足している。建物の老朽化によって有効な住宅の供給が益々減り、政策空き家とは別に滞留空き家が過去3年間に66戸発生している。階層別に見ると退去による空き家のうち4階以上部分に人気がないため有効な空き家の供給が益々減る傾向にある。

また、間取りもLDKタイプが少ない(全体の5.8%)ことや、3DKでの1人住まい、3DKでの6人住まいなどニーズにマッチしていないと思われる。有効活用のためには、

家族数が減少した所帯に対し、引越し費用を市が負担しての住督促進による有効な空き家住宅の捻出
空き家の福祉目的での利用戸数の拡充
などが考えられる。

意 見

市が住宅を建設し供給する方法で経済的効率性を求めようとするならば、それなりの規模を備えた比較的大規模団地が望ましいということになる。この場合は必然的に市営住宅の地域分布に偏りが発生することが予測される。これに対して、民間住宅を利用する方法は、市の固定資産を所有しないため需要に応じたタイプの住宅を機動的に供給できる可能性がある。また、建替時期に一時に巨額の更新投資が必要とされることもない。今後の市営住宅の基本的な方向性として、経済的効率性を重視するか、あるいは需要変化への迅速な対応を重視するかが考慮の要点であると思われる。

意 見

市営住宅は、旧基準建物棟に住む住民に対する周知と避難誘導體制を検討しておく必要がある。

家族数が減少した所帯に対しては、住み替えの話し合いをしているが、引越し費用以外にも住み慣れている住環境からの退去に抵抗感を示すなど、了解を得ることは難しい状況にあり、今後も、話し合いを進めていきたい。

シルバーハウジングや障害者向け住宅の充実に努めているが、空き家を福祉目的に利用するにはエレベーターの設置やバリアフリーなどの住戸改善工事が必要であり、金沢市公営住宅ストック総合活用計画の基本理念・目標にそって検討する。

民間住宅を公営住宅として借り上げる場合公営住宅整備基準への適合性があり、また、まとまった民間住宅が適地にあるかどうかなどの問題はあるので、現実的には難しいと考えている。

また、建替時期を計画的に設定することで建替時期の集中化を避け、財政負担を標準化することにも、取り組んでいく。

避難方法の周知は入居説明会で避難通路のことを説明し、避難の際に障害となる物を置かないよう指導している。また、「市営住宅だより」に地震への対応方法、避難場所や避難方法を掲載するほか、「市民震災訓練」への参加を促すなど、入居者の防災に対する意識が一層高まるように努めていく。

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第13号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成17年8月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成17年8月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 田上町及び東長江町の各一部
 - (2) 大桑第3土地区画整理事業地及び野田土地区画整理事業地の各一部
 - (3) 示野町、観音堂町、吉原町、塚崎町、堅田町及び金沢西部第2土地区画整理事業地の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市東力町八272番地
名称 西部水質管理センター
 - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成17年8月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成17年8月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

指定番号	商号又は法人名	所在地
466	有限会社 横谷設備工業	河北郡内灘町字宮坂イ34番地

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成17年8月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成17年8月1日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

指定番号	商号又は法人名	所在地
473	株式会社 土田工建	金沢市高島3丁目55番地
474	有限会社 松井設備	金沢市泉野出町2丁目27番地25号

平成17年(2005年)8月1日 印刷
平成17年(2005年)8月1日 発行

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

定価 120円

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄